

川西町立川西中学校いじめ防止基本方針

川西町立川西中学校

1 はじめに

「いじめ防止対策推進法」（平成25年）及び「川西町いじめ防止基本方針」（令和4年11月改定）に基づき、いじめのない学校をつくるために「川西町立川西中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

この方針は、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」「早く発見し、対応すればより良く解決する」という基本認識に立ち、本校の生徒が安心・安全・安定した学校生活を送ることができるよう、以下に掲げる「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示すものである。

- ① 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を醸成します。
- ② 生徒、教職員の人権意識を高めます。
- ③ 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内の温かい人間関係を築きます。
- ④ いじめの早期発見、早期対応に向けて、組織的に適切な指導対応を行います。
- ⑤ いじめ問題について、保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

また、校訓である「人らしき人」の育成を目指し「自他の生命の尊さ」と「人と共に生き未来を切り拓くこと」につながる「いのちの教育」を積極的に推進し、教育の目標である人格の完成を目指したい。

人は、自分自身を肯定し、自分自身をかけがえのないものとしてとらえることで、今生きている喜びを感じることができる。また、生命が祖先から子孫へと伝えられることや他の生き物を食物としていただいて自らが生きていること等から、生命はつながり、そして互いに支え合っているとすることができる。そして、他の役に立つことを喜びとし、他をいたわり、ねぎらう気持ちを分かち合う体験を通して、自分が他者と共に生きているといった喜びや感謝の気持ちが自分の「いのち」をはじめ、すべての「いのち」を大切に思う心につながる。

よって、以下の2点を重点とし、教育活動を推進したい。

- ① 各教科、道徳の時間及び特別活動等の充実を図り、一人一人がかけがえのない存在であるといった生命の大切さを育みます。
- ② 人としての生き方を深める体験学習（喜びの体験）を推進します。
 - ア 自他の「いのち」を大切に考える考えと実践力向上の推進します
 - イ 自分に自信を持たせる確かな学力の充実と個性伸長の推進します
 - ウ 集団生活に必要な規律、協調性を大切にしている指導の推進します
 - エ 体験的な活動を通し、自己有用感を高める指導の推進します

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 目的

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に全力で取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として実施しなくてはならない。

(2) いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する生徒に対し、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、いじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受

け止め、生徒を守りきるという立場に立って事実関係を確かめ、対応したい。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 学校の責務や役割

- (1) 生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、及び事案対処に組織的に取り組む。
- (2) いじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を置く。
- (3) いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。
- (4) 教職員はいじめ問題に対して、次のような基本認識を持つ。
 - ・いじめは絶対に許さない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの生徒にも起こり得る、との共通認識を持つ。
 - ・いじめの定義の共通認識を持つ。
 - ・いじめの態様の共通認識を持つ。
 - ・必ず、組織で対応する。

4 いじめ問題等への組織的対応

- (1) いじめ問題対応の組織

①定例会議

ア いじめ防止対策委員会

月1回開催し、いじめの防止等に関する措置を実効的に推進する。（校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事）

○基本方針に基づく取組の実施や各学年の具体的計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

- ・生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるようにする。
- ・いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。

○いじめのサインを察知した場合、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取（複数で）、いじめの認定、設置者への報告、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

- ・事実の究明（事実に基づく指導を行う）
- ・被害者、周囲にいる者、加害者への聴取。被害者への支援、加害者、周囲の生徒への指導。傍観者への指導
- ・保護者との連携（被害者の保護者、加害者の保護者との連携）
- ・関係機関との連携（教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等との連携）
- ・全校生への再発防止指導

○組織的に対応する。

- ・いじめ対策に同一歩調で取り組む。
- ・いじめ問題はチームで対応する。
- ・学級（部）で起きていることを共有し、担任（顧問）を学年・学校全体でフォローする。
- ・問題解決までの過程を明確にするとともに、指導後の経過を観察し変容を見届ける。
- ・継続的な観察と支援等、再発防止の取組を行う。
- ・時系列に沿って、経過について記録を残しておく。

○いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

○いのちの教育、いじめ防止の取組全般について学校評価を行い、その結果を保護者や地域に提供し、協力を得ながらいじめ防止に取り組む。

イ 主任会

週1回開催し、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と共有を行う。（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭）

②緊急対応会議

いじめの疑いに関する情報があった時に開き、事案に応じて、調査班や対応班等を編成し対応する。（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭）

※必要に応じて、部活動顧問、スクールカウンセラー、町教育相談員、町教育支援センター相談員、町指導主事、SSWC等も出席する。

5 いじめ防止のための取組み

(1) 未然防止について

①生徒に対する取組み

いじめ防止の基盤は、いじめを「しない・させない・許さない」心情や態度である。学校教育活動全体を通して、豊かな情操と道徳的実践力を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。

ア 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級・学年の一員として実感できる学級・学年経営を行う。また、社会生活のルールを守るといった規範意識の醸成に努めるとともに、自浄能力を持つ学級・学年集団を育成する。

○いじめを傍観せず、苦しんでいる仲間を助けようとする心を育む。

イ 各教科、道徳の時間及び特別活動、総合的な学習の時間等の充実を図り、思いやりの心や一人一人がかげがえのない存在であるといった「いのち」の尊さを育む。

ウ いじめ防止に資する、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

○いじめは許されないという意識を高める。

②教職員の取組み

ア 生徒一人一人が居場所を感じられる教育活動に努める。

イ 思いやりの心や「いのち」の尊さを育む各教科・道徳教育や特別活動、総合的な学習の時間を充実させる。

ウ 「いじめは絶対許さない」という姿勢で諸活動に取り組む。

エ 生徒の変化に気づくことができるよう、よく観察する。

オ 生徒、保護者の話を親身に聞くとともに、地域の方々や関係機関からの情報収集に努める。

カ いじめの構造やいじめ問題の対処等に関する理解を深める。

キ 教職員自らの人権感覚を磨き、担任力を高める。

- ク いじめに関するアンケート調査や教育相談を実施し、生徒の様子について教職員全体で共有する。
- ケ 生徒や保護者が相談しやすい教育相談体制を充実させる。
- コ 問題を一人で抱え込まずに、同僚への相談協力を求めるとともに、学年主任や生徒指導主事、管理職への報告を確実に行う。

③保護者・地域に対する取組み

学校は、地域・家庭と連携し、交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育むとともに、「人とかかわる楽しさ」「人のために役に立つ喜び」を実感できるようにする。また、子の教育について第一義的責任を有している保護者とともに、子に規範意識を養うように努める。子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。子がいじめの加害者となった時は、いじめ行為を行わないよう指導する。学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

- ア 学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化する。
- イ 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に連絡、相談するようお願いする。
- ウ P T A研修会の開催等、いじめ問題対応や情報端末に関する最新の内容を学ぶ場を設け、調査結果の報告等、啓発を図る。

④ネット上のいじめに対する取組み

ネット上のいじめとは、スマホやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、ネット上の掲示板等に特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりすることなどの方法により、いじめを行うものである。具体的には「掲示板・ブログ・プロフでのいじめ」「メールでのいじめ」「SNSを利用したいじめ」「オンラインゲーム上等でのいじめ」がある。

- ア ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- イ 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、書き込みの内容に応じて、警察等、外部機関と迅速に連携して対応する。
- ウ 情報モラル指導を推進する。具体的には、ネット上のトラブルやいじめの実態に即した指導を実施する。また、「情報の受け手」「情報の発信者」として、情報端末使用に係る規範意識の醸成を図る。
- エ 家庭、P T Aとの連携を図る。各家庭のネットの利用状況を把握に努め、ネット依存等の弊害や危険性について理解を深める。また、家庭におけるルールづくり等、ネット上のいじめの未然防止に向けた対応を推進する。

⑤S C、S S W Cとの連携による取組み

(2) 早期発見について

- ①見えるいじめを見逃がさない努力と工夫をする。
 - ア 週1回の「主任会」等で生徒の様子について情報を共有する。
 - イ 学校生活アンケート調査や教育相談を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努める。
 - ウ 気にかかる生徒に、積極的に声がけを行い、共感的に接する。

- エ 誰でもいじめに係る相談ができる体制を整え、相談することの大切さを指導する。
- オ 生徒や保護者の訴えを親身に聞き、悩みや苦しみを受け止め、いじめから守るという姿勢を持って対応する。
- カ いじめに関する情報を受けた教職員は生徒指導主事（もしくは管理職）に速やかに報告するとともに、常にチームで対応する。
- キ いじめを見たら教職員や友人、保護者に知らせることを日常的に指導する。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫をする。

- ア いじめは大人の見えないところで行われている。（大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている場合が多い）無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等があることを念頭に置き、早期発見に努める。
- イ いじめられている本人からの訴えは少ない。いじめられている生徒には「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はだめな人間だ」「訴えても大人は信用できない」「訴えたらその仕返し怖い」等の心理が働くことを念頭に指導・支援する。
- ウ ネット上のいじめは最も見えにくい。ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど見えない。家庭において「普段と様子が違う」「SNS等への対応が変わったようだ」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼する。

(3) 早期対応について

①いじめ事案に関する「緊急対応会議」を開催し、学校として組織的に調査し対応する。

- 校長・教頭 ①方針の明確化 ②組織の明確化 ③校内研修の充実 ④保護者面接（必要な場合） ⑤SC・外部機関との連携 ⑥マスコミ対応
- 教務主任 ①情報収集 ②学年間の情報共有 ③関係者間の連絡調整
- 生徒指導主事 ①情報の集約 ②指導・支援の指示 ③生徒指導（事情聴取・説諭）④保護者面接（必要に応じて）
- 学年主任 ①担任の支援 ②生徒指導（事情聴取・説諭）③保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ④保護者面接 ⑤事後の生活見届け・個人と集団への指導
- 担任 ①いじめの早期発見・事実確認 ②管理職・対策委員会への報告 ③生徒指導（事情聴取・説諭） ④保護者対応（連絡・事情説明・家庭訪問） ⑤保護者面接 ⑥事後の生活見届け・個人と集団への指導
- 養護教諭 ①生徒来室状況や会話等の情報提供 ②欠席状況の把握と情報提供
- SC・教育相談員 ①必要に応じて被害・加害生徒へのカウンセリング ②対応等に対する助言や支援 ③必要に応じて、町健康子育て課、民生児童委員、児童相談所、警察、医療機関等への参加の要請

②事実関係を早急に把握する。被害生徒・加害生徒だけでなく、周囲にいる者を含め構造的に問題をとらえる。

- ア 誰が誰をいじめているのか。
- イ いつどこで起こったのか。
- ウ どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。
- エ いじめのきっかけは何か。

オ いつ頃から、どのくらい続いているのか。

- ③被害生徒が心の傷を治せるよう丁寧に接し、安心感が得られるよう励まし支える。被害生徒が安心して落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、ＳＣ等の専門家の協力を得る。
- ④加害生徒に対しては、「いじめは絶対許さない」という姿勢で臨む。いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせ、いじめをやめさせる。いじめてしまう気持ちを振り返るとともに、今後の生き方を考えさせ、人格の成長を促す。
- ⑤事実関係について、迅速に被害生徒並びに加害生徒の保護者に伝え、再発防止と関係改善について連携を図る。
- ⑥いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。いじめは許されない行為であり、防止しようとする態度を行き渡らせるように指導する。
- ⑦深刻ないじめについて、町教育委員会、警察、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。

6 いじめと認知した場合の対応について

(1) 重大事態の見極め

- ① いじめにより、生徒等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対応、発生防止に資するために調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、重大事態か否かを判断する。ただし、生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったと言う申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。
- ② 重大事案と想定されるケース
 - ア 生徒が自殺を図った場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合等（年間30日以上 of 長期の欠席を含む）
- ③ 調査結果を直ちに設置者（教育委員会）に報告する。

(2) 具体的対応について

- ① 重大事態ではないと判断した場合の対応
 - ア 「いじめ防止対策推進法第23条」に従い、3～6項について確実に実施する。
 - イ いじめ防止対策委員会による組織的な即時対応による収束に向けた取組を実施する。
- ② 重大事態と判断した場合の対応
 - ア 直ちに町教育委員会へ報告する。
 - イ 調査の主体について、教育委員会（設置者）による指示を仰ぐ。
 - ウ 調査の主体が学校の場合、緊急対応会議を設置し、組織を構成する。（調査の主体が教育委員会の場合、資料の提出等調査に協力する。）
 - エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切な情報提供を行う。情報の提供にあつ

ては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

オ 調査結果を町教育委員会に報告する。※町教育委員会は町長に報告する。

カ 調査結果を踏まえ、必要な措置を実施する。重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等について、必要に応じ、町教育委員会、警察、児童相談所、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

キ 再発防止に向けた継続的な指導及び支援を行う。

(3) いじめの解消について

発生したいじめが解消したと判断するには、以下の2つの要件が満たされている場合とする。

ア いじめに係る行為が相当の期間止んでいること（相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする）

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。なお、これら要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断していく。

7 教育的諸課題から配慮すべき生徒への対応

(1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

教職員個々が障がいへの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の教育指導計画を活用した情報を共有し、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導と支援を行う。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

言語や文化の違いにより、学校での学びにおいて困難を抱えることが多いことに留意し、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(3) 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒

教職員の性同一性障害等の理解を促進するとともに、日頃から生徒理解の視点を重視し、学校としての必要な対応のあり方について共有しながら支援を行う。

(4) 被災生徒

被災生徒が心に受けた心身への多大な影響や慣れない環境に十分配慮し、当該生徒への心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒へのいじめの未然防止と早期発見、支援を行う。

(5) 病気や感染症等に関わる差別・偏見等の防止

病気や感染症に対する正しい理解を促進していくとともに、思いやりの気持ちをもって接することの大切さを指導しながら、学校全体で注意深く見守りながら支援を行う。

8 点検・評価と不断の見直し

本方針に基づき実践を行うとともに、以下の観点について評価を行い、具体的で実効的な指針となるように絶えず修正を図っていく。

(1) 本方針に基づき、いじめへの対処方針や指導計画が明確になっているか。

(2) 本方針に基づき、いじめに対する取り組みが計画通りに進んでいるか。

(3) 日頃より、いじめの実態把握に努め、教職員が感じ取る違和感を大切にしながら、生徒が発す

るいじめのサイン等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。

- (4) 学校をあげて、いじめ防止に関する研修に取り組み、日々変化するいじめの態様についての理解を進めているか。
- (5) 本方針について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。

付記・平成31年4月1日

改訂・令和3年4月1日 一部改訂

令和5年4月1日 一部改訂

■いじめ対応組織図

